日本ボーイスカウト西宮第１１団団則

第　１　条　　この団は、日本ボーイスカウト西宮第１１団と称し、団本部を西宮市内に置く。

第　２　条　　この団は、ボーイスカウト運動を通じて、青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と、人生に有用な技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践し得るよう教育するをもって、目的とする。

第　３　条　　隊員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に基づき、団委員会と、保護者の承認を得たもので組織する。

第　４　条　　この団に次の団委員及び団指導者を置く。

団委員長１名､団委員５名以上､団の事情により副団委員長を選任することができる。

各隊長１名、副長、デンリーダー、デンコーチ若干名。

隊の必要に応じ、副長補、インストラクターを置く。

団委員は、会員の互選により選出する。

育成会の代表者は、職責上、団委員となる。

団委員長及び副団委員長は、団委員会がこれを選任し、団指導者は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により就任する。団委員及び団指導者の任期は２ヵ年とし、再任を妨げない。

特に団に功績のあった者は必要に応じ役員に任命する事が出来る。

第　５　条　　団委員及び団指導者は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により、その職務を行うものとする。

第　６　条　　この団の経費は、育成会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第　７　条　　この団則に、定めのない事項に疑義を生じたときは、団委員長は、団委員会の合意に基づき、日本連盟教育規定の該当事項を準用する。

第　８　条　　この団則の改廃は、団委員会、団会議の承認を経て、育成会総会の決議による。

付　　則　　この団則は、昭和４５年１１月１５日から実施する。

昭和５９年１１月１８日から一部改正。

平成２２年１０月２４日から一部改正。